

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生環第775号

令和元年9月9日

警備業法等の解釈運用基準の改正について（通達）

警備業法の解釈運用基準については、これまで「警備業法の一部を改正する法律等の施行に伴う警備業法等の解釈運用基準の改正について（通達）」（平成27年12月25日付け熊生環第1206号）に基づき運用していたところであるが、この度、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第24号）及び警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則（令和元年国家公安委員会規則第4号）が制定され、公布の日（令和元年8月30日）から施行されたことに伴い、別添警察庁通達「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」（令和元年8月30日付け警察庁丙生企発第23号）のとおり、同基準が新たに定められたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

※ 警察庁通達「警備業法等の解釈運用基準について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。